

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 氏名

小松 敏正

(2) 住所

佐賀県佐賀市兵庫南一丁目29番49号

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和8年4月8日

4 処分の理由

小松敏正は、刑法の規定により、令和6年6月19日、佐賀地方裁判所において懲役の刑が確定したが、現時点において当該刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していないため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。